

学校感染症の取扱いについて

H29 鳥取工業高校 保健係

★学校を欠席する場合は、必ず保護者が学校に連絡し、病状を明確に伝えてください。

学校保健安全法及び同法施行規則によって、学校感染症については次のように取り扱います。

<学校保健安全法第19条>

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれがある児童生徒等があるときは、政令に定めるところにより、出席を停止させることができる。

※具体的な出席停止の期間は、主治医、学校医等の診断に従う。

<学校保健安全法施行規則第18条>

学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

第一種	○エボラ出血熱 ○クリミア・コンゴ出血熱 ○痘そう ○南米出血熱 ○ペスト ○マールブルグ病 ○ラッサ熱 ○急性灰白髄炎 ○ジフテリア ○重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。) ○中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。) ○特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。)
第二種	○インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。) ○百日咳 ○麻しん ○流行性耳下腺炎 ○風しん ○水痘 ○咽頭結膜熱及び結核
第三種	○コレラ ○細菌性赤痢 ○腸管出血性大腸菌感染症 ○腸チフス ○パラチフス ○流行性角結膜炎 ○急性出血性結膜炎 ○その他の感染症

《保健室より》

その他の感染症には、**感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎**などの感染症が含まれます。主治医から他者への感染の可能性が高く、学校を必ず休むように言われた場合は、この取扱いとなります。欠席連絡の際、主治医の見解をお伝えください。

上記をご覧の上、該当する病名であれば必ず担任にご連絡ください。学校から「出席停止のお知らせ及び登校許可について」をお渡しします(下のリンクからダウンロードしてお使いいただくこともできます)。医師の許可を得て登校した際に学級担任へ提出してください。

[出席停止のお知らせ及び登校許可について \(PDF\)](#)